



飼い主はペットをしつけ、マナーを守りましょう

ペットは私たちの生活に安らぎをあたえてくれる大切なパートナーです。飼い主はマナーをよく守り、近隣の迷惑にならないよう十分注意し、責任と愛情をもって最後まで飼いましょう。

犬の飼い方マナー



犬を屋外で飼育するときや散歩するときは、リードや鎖でつなぎましょう。

※しつけができた犬でも、予測できないトラブルが発生する場合があります。

散歩中のふんなどは、飼い主が責任をもって持ち帰りましょう。



無駄吠えなどで近隣住民の迷惑にならないようにしつけましょう。

万が一、迷子になったときのことを考え、犬鑑札や迷子札を首輪などにつけましょう。



※犬が迷子になったときは、近隣を探すだけでなく、県鈴鹿保健所にも連絡してください。

猫の飼い方マナー

猫は屋内で飼育しましょう。

※屋外飼育は、ふんや尿など近隣住民への迷惑になったり、交通事故に遭ったりする可能性が高くなります。



飼い主のいない猫に対して、安易な餌やりは避けましょう。



※置き餌をすると、餌の食べ残しなどが放置されたり、猫がふんや尿をしたりするなど、近隣の住環境に悪影響を及ぼす可能性があります。

犬の登録をしましょう

狂犬病予防法により、生後91日以上の子犬の飼い主は、犬の登録(生涯に1回)が義務付けられています。環境政策課または市内の動物病院で登録しましょう。



※ペットショップなどで登録済みの犬を購入した場合は、登録変更手続きが必要です。

犬が死亡したり、市内で犬の飼い主や飼う場所が変わったりしたときは、環境政策課へ届け出てください。また、飼い主の転出などで犬を飼う場所が市外に変わったときは、転出先の市町村に届け出てください。



ペット避妊・去勢手術を検討しましょう

繁殖を望まない場合は、避妊・去勢手術を検討しましょう。犬や猫は一度にたくさんの子を産みます。増えすぎて世話をしきれなくなること(多頭飼育崩壊)は、社会問題になっています。責任をもって世話ができるかをよく考えましょう。



ペット防災手帳の活用を

ペット防災手帳は、災害時にペットと飼い主が共に安全に避難し、被災後も安心して生活できるための手帳です。非常持ち出し袋などに入れて、いつでも持ち出せるようにしましょう。

配布場所 環境政策課
地区市民センター
市内の動物病院

市ホームページから、印刷・作成することもできます。



ペットの失踪、犬や猫の飼い方指導、野犬の目撃、犬の放し飼いなどに関する相談は、県鈴鹿保健所衛生指導課(☎382-8674)へお問い合わせください。